

京 都 大 学 短 期 交 流 学 生 の 受 入 れ に 関 す る 要 項 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(特別の費用負担)</p> <p>第7 短期交流学生が実習等を行うため特別の費用を要する場合は、当該費用を徴収することがある。</p> <p>(その他)</p> <p>第8 この要項に定めるもののほか、短期交流学生の受入れに関し必要な事項は、総長が定める。</p>	<p>(特別の費用負担)</p> <p>第7 (同 左)</p> <p><u>(国内の大学又は大学院の学生の取扱い)</u></p> <p>第8 <u>国際交流を目的とするプログラム(総長が指定するものに限る。)</u>において受け入れる国内の大学の学生又は国内の大学の大学院の学生については、この要項により受け入れる短期交流学生に準じて取り扱うことができる。</p> <p>(その他)</p> <p>第9 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この要項は、平成27年10月1日から実施する。</p>